



令和7年12月17日

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年12月17日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

なお、今後、順次、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代表者：小池 信也

2. 処分内容

別紙のとおり

3. 処 分 日

令和7年12月17日（水）

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：日置、岡田

電話：092-472-2529





自動車の使用の停止処分（24営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
福岡	うきは	3両×31日 1両×34日	長崎	吾妻	1両×87日
	杷木	2両×42日		御厨	1両×85日
	八女	2両×30日		西海	1両×84日
	久留米	2両×30日		深堀	1両×62日
	甘木	2両×30日		佐世保北	1両×60日
	若松	1両×60日		高来	1両×60日
	三潴	1両×60日		国見	1両×60日
	勝山	1両×60日		千々石	1両×60日
	神湊	1両×21日		千綿	1両×60日
長崎	江迎	1両×96日		口之津	1両×60日
	津吉	1両×93日		小浜	1両×45日 1両×46日
	生月	1両×109日		日宇	1両×60日